

令和8年度 学校いじめ防止基本方針と取組内容

八王子市立中山小学校

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立中山小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では全ての教職員が、「いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる、そして、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、「いじめは絶対に許さない」という意思のもと、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・解決のための取り組みと、継続した指導と見守りを徹底し、人権尊重の理念を踏まえた教育活動を毅然とした態度で推進していく。

〇令和8年度の重点項目

いじめの早期発見 いじめへの対処

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- 〇児童が安心して生活できる学級・学校風土の創出
- 〇いじめを許さない指導の徹底
- 〇保護者（家庭）、地域、関係機関等との共通理解
- 〇Q-U（4年生以上で実施）の考察、活用方法の理解

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週金曜日 14時45分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年・専科主任、養護教諭、特別支援教室専門員、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーター
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ① 把握 いじめ対策委員会に報告し、学校全体で共有 子ども見守りシートの活用
- ② 事実の有無の確認 確認後、調査結果及び対応方針について児童・保護者に説明
- ③ 認知 いじめ対策委員会において、いじめの事実を確認し、いじめであるか否かを判断
- ④ 対応 具体的な対応を協議し、組織的に対応 保護者に必ず情報提供し、対応を伝える
- ⑤ 解消判断 いじめが止んでいる状態が3ヵ月以上続いている・被害児童が心身の苦痛を感じていないという条件をもとに、いじめの解消を判断

いじめの防止等に関する教員研修

- 5月 8日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 6月12日 いじめの定義の確認「重大事態の理解と対応」「いじめへの組織的な対応」
- 6月19日 いじめの認知漏れになりやすいものについての確認
- 6月26日 Q-Uの生かし方、共通理解
- 7月3日、12月4日 いじめ防止に向けた具体的な取組の報告

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 〇全学級で「いじめに関する授業」を、意図的・計画的に年間を通じて実施（3回以上）
- ・いじめは絶対に許されない行為であること
- ・どのような行為がいじめに該当するか、どのような点に気を付けたいか
- ・同じ言葉や行為でも、状況や立場によって捉え方が異なること

SOSの出し方に関する授業

- 〇児童がストレスや困難を感じたときに対処する方法として、大人や友だちに相談する方法があることを指導。特に、悩みや不安があるときは、周囲の信頼できる大人に必ず相談するように指導。
- 〇発達段階に応じて、友だちから悩みや不安を打ち明けられたときの対応について指導。
- 〇全ての児童を対象にSCによる面接実施。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 〇校長による「いのちの大切さ」についての講話
- 〇道徳授業地区公開講座（5月実施）で、全学級、道徳科の内容 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること、の中の「生命の尊さ」をテーマとした授業を実施。
- 〇道徳授業地区公開講座において地域・保護者との意見交換会実施。

児童の自己肯定感を高める取組

- 〇児童一人ひとりが活躍できる場や機会を設定
- ・学年や発達段階に応じた目的や役割を児童一人ひとりに設定する。
- ・特別活動を中心に異年齢交流活動、係・委員会活動、クラブ活動を通して、児童一人ひとりが達成感を味わえるような活動を設定する。
- ・児童同士が問題や課題に集団で取り組むことで、心の結び付きや信頼感を深められるようにする。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校いじめ防止基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。